

# 令和6年10月から児童手当制度が変わります

<制度変更の概要>

児童手当	令和6年9月分まで		令和6年10月分以降	
児童の年齢	支給額		支給額	
0～2歳	月15,000円		月15,000円	第3子以降 月30,000円
3歳～小学生	月10,000円	第3子以降 月15,000円	月10,000円	
中学生	月10,000円		月10,000円	
高校生	支給なし		月10,000円	なし
所得制限	あり		なし	
支払月	2月、6月、10月 ※支給月の前4か月分		2月、4月、6月、8月、10月、12月 ※支給月の前2か月分	

・12月支給分から改正後での金額に変わります、詳細につきましては役場担当者へお問い合わせください。